

2021年3月

お客様各位

網走信用金庫

「未利用口座管理手数料」新設のお知らせ

平素より 網走信用金庫 をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、2021年4月1日以降に新規開設いただく普通預金口座について、下記のとおり「未利用口座管理手数料」を適用させていただくこととなりました。

「未利用口座管理手数料」は、2年以上一度もお預入れまたは払戻し等によるお取引がない普通預金口座を対象としてご負担いただくものです。

お客様が保有する長期間ご利用がない普通預金口座が金融犯罪に不正利用されることを防止するため、未利用口座の対象となるお客様にお取引状況等をお知らせし、ご利用のない口座につきましてはご利用の再開をお勧めし、今後ご利用の予定がない口座につきましては、口座の不正利用防止の観点から解約をさせていただきますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

○新設日

2021年4月1日

○内 容

1.未利用口座管理手数料の対象口座

①次に該当する口座を未利用口座とします

最後のお預入れまたは払戻し等によるお取引(当該口座のお利息組入れ、及び手数料の口座引落しは除きます。)から、2年以上一度もお預入れまたは払戻し等のお取引がない口座

②未利用口座であっても、次のいずれかに該当する場合は本手数料の対象外となります

- ・2021年3月31日以前に開設した未利用口座
- ・未利用口座の残高が1万円以上
- ・同一店舗において、定期性預金、保険等のお取引があるお客様
- ・同一店舗において、ご融資のお取引があるお客様

③ご注意ください

- ・対象の普通預金口座は、無利息型普通預金、通帳レス口座を含みます
- ・通帳・印章の喪失等により、ご利用を停止している口座も対象となります



2.未利用口座管理手数料について

- ・本手数料の対象となる口座を保有するお客様に対しては、当金庫にお届けのお名前、ご住所あてに、事前にご案内を送付させていただきます。なお、ご案内が到達しなかった場合等でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- ・事前通知をした月の翌々月の月末時点においてもお取引がない場合に、手数料、年額 1,320 円(税込み)を当該口座から引落しいたします。

3.未利用口座の自動解約

- ・口座残高が手数料未満の場合は、口座残高をもって本手数料の一部としてご負担いただき、未利用口座を解約させていただきます。
- ・ご負担いただいた本手数料のご返却、及び解約させていただいた口座の再利用はいたしかねますので、予めご了承ください。

4.「未利用口座に関する特約規定」の制定

- ・本手数料の新設に伴い、「未利用口座に関する特約規定」を制定させていただきます。

※ご不明な点がございましたら、お取引店にお問い合わせください。

以上

